

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加への 慎重な対応を求める意見書

政府は、このたびのアジア太平洋経済協力会議（ＡＰＥＣ）に当たり、１１月９日に包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）について、「情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」としています。

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加は、経済成長を実現していく上で欠くことのできない重要なステップとして、地方経済の活性化にもつながるものと期待され、通商政策の中心テーマに急浮上しています。

一方で、協定は原則として関税撤廃の例外措置を認めないため、安価な食糧輸入品の大量流入により農業に大きな打撃を与える恐れがあり、耕作放棄地や離農の増加に伴う農業・食品関連産業等の生産額の減少による地域経済への影響や集落機能の低下が懸念されます。また、食料自給率の低下等による国民の食への不安も増大します。

よって、国におかれては、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加について、地域経済の活性化と地域農業の振興とが両立できるよう、十分な検証と国民的議論のもとに、慎重な対応をされるよう強く要請します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２２年１２月２０日

上田市議会議長 南 波 清 吾